

一般財団法人労災サポートセンター事業部次長候補者の公募について

1. 公募を実施する法人
一般財団法人 労災サポートセンター
2. 公募する役職
事業部次長候補者 若干名
3. 勤務地
東京都千代田区九段北4-1-3 飛栄九段北ビル10階
一般財団法人労災サポートセンター本部
4. 採用予定日
令和6年6月1日
5. 職務内容
職務内容の詳細、待遇等は職務内容書をご覧ください。
6. 選考の視点
職務内容書に記載する必要な経験等を踏まえ、本部の事業部次長としての適格性を有しているかどうかを総合的に判断します。
7. 選考方法
 - (1) 一次選考（書類審査）
一次選考終了後、令和6年5月上旬に、応募者全員に合否結果をご連絡します。
 - (2) 二次選考（面接審査）
一次選考の合否結果通知後、令和6年5月中旬頃に、当財団本部において、一次選考合格者に対し面接を行う予定ですが、詳細は、一次選考合格者に個別にご連絡します。
 - (3) 二次選考後任命手続
二次選考合格者は、当財団会長から令和6年6月1日をもって、事業部次長に任命されることとなります。
8. 応募方法
 - (1) 公募期間
令和6年4月5日（金）～4月24日（水）

(2) 応募資格経験等

職務内容書をご覧ください。

(3) 応募書類

○履歴書

- ・ 最近3か月以内の顔写真を貼付のこと。
- ・ 学歴は、義務教育終了の後から年代順に記入のこと。
- ・ 職歴は、会社（又は法人）名、所属部課名、役職、職務内容等を記入のこと
- ・ 連絡用の電話番号（携帯電話番号でも可）を記入のこと。

○自己アピール文書

A4縦長（横書き） 2枚（2,000字）程度に

- i ご自身の知識、能力、経験、実績等を踏まえ、応募した動機、理由
- ii 応募した職務に関連した提言、抱負等
- iii 応募した職務に自らが適任であり、優れていると考えられる点を中心に、簡潔に作成のこと。

(4) 応募書類の提出期限

令和6年4月26日（金）必着

8. 応募書類送付先

〒102-0073

東京都千代田区九段北4丁目1番3号 飛栄九段北ビル10階

一般財団法人労災サポートセンター

- ※ 応募書類は日本語で作成してください。
- ※ 応募書類は一つの封筒に入れて、必ず書留により提出期限までに到着するように郵送してください。また、封筒には、「事業部次長応募書類在中」と朱書きしてください。
- ※ Eメールによる応募は受け付けません。

9. 応募に関する問合せ

一般財団法人労災サポートセンター総務部（岩瀬、小田）

電話番号 03-6834-2507

03-6834-2532

10. その他

- ・ 審査の過程に関するご質問につきましては、一切お答えできません。
- ・ 応募書類の返却は致しません。
- ・ 応募にかかる費用は、全額応募者負担とします。
- ・ ご提出いただいた応募書類に記載されている個人情報は、本公募のみに使用し、他の目的で使用することはありません。

職務内容書

1. 法人名

一般財団法人労災サポートセンター

2. 法人及び施設の業務概要

一般財団法人労災サポートセンターのホームページをご覧ください。
(<https://www.rousaisc.or.jp>)

3. 募集年齢

60歳以上

4. 事業部次長職務内容

事業部において以下の業務を行う。

労災ケアサポート事業及び労災特別介護援護事業の実施に係る業務の総括及び各種規程の制定改廃並びに事業実施計画策定等、労災年金支援センター及び労災特別介護施設が行う事業部所管業務に関する指導及び監督、労災ホームヘルプサービス事業の実施に関する業務

5. 必要な経験等

- 国、地方公共団体、独立行政法人及びその他の法人において、管理職等のマネジメント業務の経験を有し、かつ、リーダーシップを発揮してきた経験を有するとともに、人事・労務管理、法令順守及び対外折衝等に関する十分な知識、経験を有すること
- 国の予算制度及び事業委託に関して十分な知識、経験を有すること。
- 労災補償制度及び労災傷病（せき髄損傷、けい髄損傷、頭部外傷等）に関する十分な知識、経験を有すること
- 介護福祉に関する一般的な知識を有すること
- 人格高潔で、高い倫理を保持できること
- 心身ともに健康であること

6. 勤務条件

(1) 勤務形態 常勤

(2) 勤務地 一般財団法人労災サポートセンター 本部
東京都千代田区九段北4丁目1番3号 飛栄九段北ビル10階

- (3) 勤務時間等 「職員就業規則」による
8時45分から17時45分
(休憩時間は12時から13時00分)
- (4) 給 与 月額 358,000 円
管理職手当 63,800 円
地域手当 84,360 円
その他の手当は当財団職員給与規程による
- (5) 定 年 満63歳に到達した日の属する年度の翌年度の6月30日
定年以降は1年更新の嘱託職員としての再雇用制度あり
- (6) 福 利 厚 生 健康保険、厚生年金保険、労働保険、健康診断（年1回）
- (7) そ の 他 当財団の規程等に定めるところによる